

受 理 番 号	件 名
陳情第60号	「請願・陳情の提出者説明」の録音を原則許可することを求める陳情
付託委員会	議会運営委員会

(要旨)

請願・陳情提出者が申し出て、委員会が許可した場合、請願・陳情の提出者説明（委員からの質問と陳述者の答弁を含む）が委員会審査に先立って行われるが、この内容は文書記録として残らない。

一方、委員会審議において、この請願・陳情の提出者説明の内容を引用した発言があるが、恣意的なものもある。しかし、記録がないので事実確認ができない。

調布市議会委員会傍聴規則第8条は、（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）「傍聴人は、委員会室において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。」と、原則禁止になっている。

この規定は、請願・陳情の提出者説明にも適用ないしは準用されると思われるが、実際に「請願・陳情の提出者説明」の録音の許可を求めても理由もなく許可されないことがある。なお、許可された事例があるのか知らない。

請願・陳情の提出者説明（委員からの質問と陳述者の答弁を含む）において、文書記録に残さないのなら、恣意的にその内容を引用されるなどの場合に事実確認を行えるように、少なくとも録音を原則許可することを求めます。

以上について陳情いたします。